

手塚良齋「医学所御用留」(八)

一、十月朔日竹中丹後守殿戦地出張之医師名面書出し可申旨、
被申聞候二付相談之上左之通り

深瀬 泰且

第二等

第四

第一

第四

手伝

(七六丁才)

大熊良達

桐原鳳卿

押田玄俊

千村礼庵

名倉弥五郎

千村礼庵

神田春溪

伊嶋良哉

伊東玄民

山本甫齋

第三

三浦文卿

田村英齋

第三

杉田杏齋

影山貞齋

曲直瀬正迪

山本泰順

中村有庵

右之通り書面差出し候事

改正 御医師惣人名

御番医師並取締 富士見格御抱医師

御雇医師

手伝医師

(七六丁ウ)

吉田策庵

取締介 山本長安

千村礼庵

高し満

押田玄俊

高島祐啓

平勤

手塚良仙

程田玄悦

佐藤杏齋

戸塚静甫

安井元達

吳黄石

手塚

内村有庵

手塚良齋

奥山玄省

芥木元春 山本

田村英齋

御番医師並屯所附

曲直瀬正迪

杉田杏齋

津田為春 安井

影山禎哉

御目見以上厄介

桐原鳳卿

吉田宗琢 曲直瀬

山本泰順

新筆 大熊勝右衛門弟

越山友仙

伊藤朴齋 杉田杏齋

伊沢宗甫

大熊良達

伊東玄民

名倉准春

松本良甫厄介

三浦文卿

中村謙三

御召連歩兵附

宮内陶亭

山田純安

古川洪造

春木文岱

名倉弥五郎

楠林辰之進

松島玄英

池田玄岱

難波雄玄

吉田昇庵

小林文周

金沢了元

永田宗郁

香田俊道

一、寅九月廿五日芸地出張之面々一先帰府、御晦被下西丸下

二大隊九月廿五日大坂出立、十月三日三番町二大隊出立、翌

四日拙者義三番町小川町病兵百拾九人引連出立之事

一、道中人馬被下方先規之通り

被下人足

四人

被下馬

老疋

外二御用長持

老棹

右印鑑にて宿之通行並食札同断之事

先触左之通り

(七七丁ウ)

御用先触

陸軍附御医師取締

手塚良齋

一 被下人 四人

一 被下本馬 壹疋

此訊人足式人二直し

内引戸駕籠 壹挺 此人足三人

〃 両掛 壹荷 〃 老人

〃 宿加籠 壹挺 〃 式人

外二御用長持 壹棹

右者明四日大坂表出立歩兵方病人差添江戸表江被罷下候条、
得其意宿々人馬無差支繼立可被申候以上 (七八丁オ)

御番医師並

陸軍附取締

手塚良齋内

寅十月三日

今里和市 印

従大坂東海海道筋品川宿迄 宿々

問屋中

当御泊り左之通

表大高紙ニテ包

(七九丁ウ)

牧方 伏見 草津 水口

龜山 桑名 宮 岡崎

白須賀 見附 嶋田 府中 (七八丁ウ)

吉原 三島 小田原 藤沢

川崎

此先触品川宿二至り候ハハ、別段人夫を以江戸下谷練堀小路
屋敷迄早々相届可給候、 以上

一、当月廿一日江戸着之事

谷大膳亮⁽²⁾ 家来 馬島春庭

本多能登守⁽³⁾ 家来 小宮山岱玄

一、寅八月八日小筒組御雇被仰付拾五人扶持被下候旨、周防
守殿被仰渡候事

一、十月四日大坂出立三番町小川町病兵門人内村有庵、津山
良策附道中服薬 (七九丁オ)

三番丁分 〃 四千三十八貼

小川町分 〃 七百九十貼

合メ 四千八百式拾八匁四分也

此銀壹メ四百四拾八匁四分也

右取調之上吉田策庵老江相願、三番丁方江差出し候事

一、十月廿九日御代替りニ付、壹役老人御葉献上ニ付、十一
月二日為献上登城可致旨、奉行衆より達し之趣吉田策庵方よ
り申来り候ニ付即左之通り

表大高紙ニテ包

(七九丁ウ)

奇効丸 内大法書紙二同断、但シ表大高内大法書ニテ
手塚良齋 ゑほし打二重之事、外内共封印を貼し候事

奇効丸能書

奇効丸能書

- 一、治氣鬱
- 一、治天眩暈
- 一、治留飲腹痛
- 一、治霍乱吐瀉
- 一、治仙積

残法書ニテ内ニ入れ

右二度二十五粒ツツ白湯ニテ送下

右丸葉葉袋紙壹枚ニテ粉葉包ニ包、中ニ入れ候事

一、丸葉之方 (八〇丁才)

广香⁵¹ 一分 竜腦 一分 阿仙藥 二匁

甘草末 一匁 丁香 五分

右糊丸小粒金箔ヲ衣トシ二百五十粒入れ候事、但シ目方一

匁ナリ 但シ正葉壹匁ニ付金箔三枚ナリ

右御台ハ御納戸江金毛朱相遣し相願候事

一、京師表江十月廿二日以書状山本長安老義被召出、御番医

師並歩兵屯所附医師取締被仰付候段申来り候事

十一月九日手塚良仙義取締介相勤候様奉行並石川若狭守⁵²於西

丸被申渡候 (八〇丁才)

申渡

歩兵屯所御抱医師

手塚良仙

歩兵屯所附医師取締介相勤候様可致候、依之申渡

十一月九日

転宅願書

歩兵屯所附御抱医師

桐原鳳卿

私儀此度裏茅場町代官屋敷町奉行駒井相模守組子内佐野武次郎義、由緒も御座候ニ付、右地面之内百坪相応之家作有之候間、借地転宅致度此如奉願候以上

歩兵屯所附御抱医師 (八一丁才)

桐原鳳卿

右願書同人持来、十一月十八日朝罷出候ニ付、御殿江差出し候事

木村玄昌

内村有庵

宮地忠迪

伊沢宗甫

影山禎斎

浜田良斎

田村英斎

内山俊卿

右八人之手伝門人夫々帰府いたし候ニ付、右之段御届差出し於江戸表も同様手伝之為当番為致度段奉行衆江(八一丁才)伺差出し申候処、左之通り御下札にて御免相成候事

書面伺之趣ハ御用之為手伝為差出候義ニ付、御用濟之上者手伝差免候義と可被心得候事

右御下札十一月十六日於御殿中川虎一郎相渡候旨、吉田策

庵申越候事

庵申越候事

一、同日於大坂、立歸り被仰付医師共出立為致候ニ不及候段、

奉行衆被申聞候旨策庵方江中川虎一郎より文通有之候事

一、十一月月上旬相川満道⁽⁵⁷⁾婦府之事 (八二丁才)

曲直瀬正迪留守宅類焼二付、一統より百疋ツツ取集め為見舞相遣し候事

同人事十一月廿六日講武所附属婦府相成候事

一、紀伊殿医師赤城良閑陸軍三兵当分御雇被仰付吹聴罷越候事、小川町局江割入レ申渡し候事

一、十一月廿六日於西丸下局小出播磨守申渡候趣之段、上京之三大隊大手前附属医師手塚良仙、中村謙三、越山友仙附属御内意可申渡被申聞候間、早々三人之者江達し (八二丁ウ) 相遣し候事

津田為春老十二月九日小筒組附属婦府之旨ナリ申来ル

一、相川洪道家内出産二付、御届書之控

産褥御届

相川洪道

一私妻義、今般卯上刻出産、女子出生仕候、依之定式之通り産褥七日引込罷在候、此段御届申上候以上

十二月十日

別紙受取之書状添御殿調役江差出し方相願遣し候事 (八三三丁才)

十二月十日左之通り吳黄石御免被仰渡候事

河内守殿御渡 貞阿弥ヲ以御下ケ

歩兵奉行江

松平近江守家来 歩兵屯所出役

吳黄石

右歩兵屯所出役差免候、尤松平近江守家来江可相談候 (八三三丁ウ) 右之御書付写し御殿調役より吉田策庵方江達し有之候事

一、十一月三番町頭久世下野守歩兵奉行兼被仰付候二付、跡役牧野土佐守三番町引受之事 十二月十三日

河内守殿御渡

大目付江

去ル五日

(八四丁才)

勅使二条 御城江参入正二位権大納言御位記 宣旨御頂戴引続將軍宣下右近衛大将宣旨御頂戴被為在候二付、右為御祝儀明後十五日惣出仕之事

但シ熨斗目麻上下着用之事

御先君様

御靈号

照徳院様登相唱候事

一、大手前町歩兵組二大隊為交代京師出立、廿三日中村謙三、廿四日越山友仙、廿六日良仙門人、廿七日良仙附属出立二相成候事 (八四丁ウ)

注

(50) この段の医師は下段にある医師の師にあたる。すなわち押田玄俊は高島祐敬の弟子である。

(51) 「御晦」は「御暇」の誤りであろう。

(52) 谷大膳亮は丹波国山家藩主谷衛滋(一八一七—一八七五)。

(53) 本多能登守は陸奥国泉藩主若年寄本多忠紀(一八一九—一八八三)。

(54) 丁香は丁香、あるいは丁香香か。

(55) 石川若狭守は陸軍奉行並石川総管。慶応二年一〇月一五日

講武所奉行より陸軍奉行並に就任し、ついで慶応三年一月二十九日陸軍奉行に昇進した。

(56) 駒井相模守は信興。慶応二年一〇月二十四日に寄合より南町奉行に就任した。慶応四年一月五日に陸軍奉行並に就任し、一月二二日には大目付に転任した。

(57) 相川満道は相川洪道が正しい。

(58) 御先君様は慶応二年七月一〇日に死去した一四代將軍徳川家茂をいう。